

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループ(当社及びその子会社からなる企業集団)は、コンプライアンス(法令遵守)の実践、適正なリスク管理体制の構築並びに経営の意思決定及び業務執行に係るプロセスの透明性・有効性・効率性の確保を基本理念と定め、コーポレートガバナンスの充実に努めることにより「全てのステークホルダーから選ばれる企業」を目指してまいります。

特に、企業活動の中心をなす会社機関、すなわち取締役会及び監査役のあり方が重要であり、これらの機関が企業活動を行う中で効率的かつ健全に作用することが、企業価値の向上に繋がるものと認識しております。

当社では、取締役会及び監査役を中心に、会計監査人及び内部監査部門である監査室との連携を保つとともに、内部統制推進委員会(コンプライアンス・リスク管理委員会、財務報告適正化委員会、情報処理運営委員会、個人情報保護委員会の上部会議体として設置)の適切な運営を通して、当社グループを念頭に上記基本理念の実現を目指してまいります。

なお、当社では、経営上の重要事項の決定については、合議制による慎重な判断が必要であると考え、また、監査役の機能強化も現行制度で可能と判断し、監査役設置会社を選択しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
安藤 多喜夫	1,372,000	10.53
IKI持株会	1,112,393	8.53
安藤 文男	915,000	7.02
(株)三菱東京UFJ銀行	389,360	2.99
(株)安藤情報技術研究所	377,000	2.89
竹田 和平	220,000	1.69
春日 正好	203,000	1.56
三井倉庫(株)	200,000	1.53
(有)エムビエス	200,000	1.53
住友生命保険相互会社	139,000	1.07

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	情報・通信業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

当社は、上場会社が社外取締役を選任する一般的な趣旨について、(1)外部の視点からの助言・提言を通じた経営判断の客観性・透明性の確保、(2)外部ないし専門的立場の視点からの助言・提言による経営判断の支援及び(3)経営陣と一般株主との間に利益相反が生じるおそれの回避にあるものと考えております。

この点、当社においては、現在3名の社外監査役が取締役会及び代表取締役との定期的な会合への出席を通じて、経営の妥当性を含めた有効かつ適切な意見を述べており、しかも、社外監査役には今般指定を受けた独立役員がおり、一般株主の利益に配慮する役割を果たすことが期待されていることから、各社外監査役の選任をもって上記(1)から(3)までの趣旨を達成しているものと解しております。

以上を踏まえ、当社は、社外取締役を選任しておりません。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、四半期決算及び本決算時に、会計監査人から監査の概要、監査の実施状況、監査手続の実施結果等について説明を受けるとともに、会社が会計監査人に対して決算内容の説明を行う際に同席するなど、会計監査人と連携をとりながら監査業務を遂行しております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門(監査室)と期初に監査計画のすり合わせを行い監査の重点項目を確認するとともに、監査の実施にあたっては、監査結果について内部監査部門から報告を受け、必要に応じて特定事項の調査の依頼や共同での監査の実施を行うなど、緊密な連携を維持し効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
成川 浩一	他の会社の出身者									○	
本渡 章	弁護士									○	○
長岡 良三	他の会社の出身者									○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

## 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
成川 浩一	――	他の会社の取締役を経験され会社経営に精通されており、経営の妥当性も含め第三者の視点から当社の監査を行っていただくためであります。 また、上記会社との関係(1)に示すとおり当社との間に特定の利害関係はないため、当社の経営陣から著しいコントロールを受け、又は当社の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るようなおそれはなく、その地位の独立性が確保されているものと考えております。
本渡 章	独立役員として指定しております。	法律の専門家として会社法務に精通されており、経営の妥当性も含め第三者の視点から当社の監査を行っていただくためであります。 また、上記会社との関係(1)に示すとおり当社との間に特定の利害関係はないため、当社の経営陣から著しいコントロールを受け、又は当社の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るようなおそれはなく、経営陣から極めて独立した立場にあります。 加えて、同氏は、弁護士であり、長年にわたり培われた法律知識と豊富な実務経験に基づき、経営陣の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 以上を踏まえ、当社は、同氏に対し、当社の意思決定の過程において当社と一般株主との間に利益相反が生じるおそれを回避させ、一般株主の利益に配慮する役割を担うことを期待し得るものと判断したため、独立役員として指定しております。
長岡 良三	――	他の会社の取締役を経験され会社経営に精通されており、経営の妥当性も含め第三者の視点から当社の監査を行っていただくためであります。 また、上記会社との関係(1)に示すとおり当社との間に特定の利害関係はないため、当社の経営陣から著しいコントロールを受け、又は当社の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得るようなおそれはなく、その地位の独立性が確保されているものと考えております。

## その他社外監査役の主な活動に関する事項

直前事業年度(平成21年3月期)に開催された取締役会(19回)および監査役会(14回)において、社外監査役3名いずれもそれぞれに全回出席しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

## 該当項目に関する補足説明

当社は、現在定額報酬のみを支払っております。  
なお、目標の利益を計上した場合には、株主総会でご承認いただいた報酬額の範囲内であらかじめ定めた規定に従い賞与として増額支給することを内容とする成果主義の報酬体系を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
------	---------------------

開示状況	全取締役の総額を開示
------	------------

## 該当項目に関する補足説明

当社は取締役報酬に関して、有価証券報告書及び事業報告に記載し、開示することにより経営の透明性を高めるとともに、広く公衆の縦覧に供するよう努めております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会の求めに応じ、総務部に所属する者の中から社外監査役を含め監査役を補助する担当者を選任のうえ、監査役会事務局としてサポートを行っております。

社外監査役への情報の伝達については、逐次eメールにより行っております。

また、監査役会の開催(毎月1回開催)に当たっては、同時に取締役社長との定期的な会合をもち、経営方針の確認、当社が対処すべき課題等、経営上の重要事項について報告を求め、意見交換を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は、監査役会設置会社であり、社外監査役が過半数を占める監査役会が第三者機関として有効に監査機能を果たしております。

さらに、とりわけ外部の視点を有する社外監査役が取締役会に出席のうえ、経営の適正性のみならずその妥当性に関してまで積極的に質問を発生又は適切な意見を述べることにより、業務執行取締役に対し経営判断に係る合理的な説明を促す機会を与えることを通じて、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行に対する広義の監督機能を果たすことができているものと考えております。

以上を踏まえ、当社は、現状の体制を採用しております。

### 1. 業務執行機能について

当社では、経営の意思決定及び業務執行に係るプロセスについて、組織関連規程(組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等)を制定し運用するとともに、これに基づく社内業務フローを定め補完しております。なお、これらについては、牽制面、効率面の観点から随時必要な見直しを行っております。

また、毎月1回、取締役及び部門長により構成する部門連絡会議を開催し、業務執行に関する全社的または個別的課題について、実務的な観点から協議しております。

### 2. 監査の状況について

当社の監査役は、2名の社内監査役(いずれも常勤監査役)と3名の社外監査役により構成されております。各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役会等の重要な会議への出席、取締役の職務執行の監査、会社財産の調査等を実施するとともに、毎月開催される監査役会においては経営の妥当性にまで踏み込んだ活発な論議がなされており、機能強化が図られております。

また、会計監査人(あずさ監査法人)とは監査契約に基づき会計監査を受けるほか、経理面での諸問題等につき指導・助言を受けております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	——
その他	当社ホームページにおいて、株主総会招集通知を一定期間掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年1回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回開催しております。説明内容は、当該決算の概要、業績の見通し、中期的な展望等であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	次のとおりIR資料を掲載しております。 URL: <a href="http://www.ikic.co.jp/ir/index.html">http://www.ikic.co.jp/ir/index.html</a> (IR情報の掲載頁) 内容: 適時開示資料、決算短信、有価証券報告書、株主通信、IR説明会資料等	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部(部長: 橋本忠直)が担当しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得しております。なお、これに基づく環境マネジメントの概要(「環境方針」「当社の著しい環境側面と環境影響」)を当社ホームページに掲載しております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 基本的な考え方(内部統制システムに関する基本方針)

#### 1. 基本理念

当社グループ(当社及びその子会社からなる企業集団をいう。以下同じ。)は、コンプライアンス(法令遵守)の実践、適正なリスク管理体制の構築、経営の意思決定及び業務執行に係るプロセスの透明性・有効性・効率性の確保並びに財務報告の適正性の確保を基本理念と定め、取締役社長を委員長とする内部統制推進委員会を設置し、次項以下に定める基本方針のもと、有効に機能する内部統制システムの整備に精力的に取り組むこととする。

#### 2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンスを実現するため当社グループを対象とする企業行動基準を制定し、当社並びに子会社の取締役及び使用人が法令、定款、社内規程ならびに企業倫理を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
- (2)内部統制推進委員会は、当社グループのコンプライアンス体制の構築及び前項に定める企業行動基準の浸透について審議を行う。
- (3)コンプライアンスに係る内部統制推進委員会の活動状況を取締役会及び監査役に報告する。
- (4)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を絶つために、反社会的勢力の介入防止に関する規程等に基づき組織全体で毅然とした対応をとる。

#### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)文書及び情報の管理に関する規程に基づき、所管部門において取締役の職務の執行に係る重要な文書及び情報(議事録、決裁関係書類、契約書、会計・税務関係書類等)の適切な管理を行う。
- (2)取締役及び監査役から閲覧の要求があった場合は、前号の文書及び情報を速やかに提出するものとする。
- (3)監査室は、各部門の日常的なコンプライアンス面での活動状況について、計画的な内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役に報告する。是正・改善の必要があるときには、主管部門および被監査部門は速やかにその対策を講じる。

#### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)事業が発生する損失の危険(以下「リスク」という。)に備えるため、リスク管理に関する規程を制定する。
- (2)内部統制推進委員会は、前号の規程に基づき、リスク管理システムの整備、リスクの未然・再発防止のための措置等について審議する。
- (3)リスクに基づく損失の危機が発生した場合は、危機管理に関する規程に基づき、直ちに対策本部を設置し対応にあたる。また、その対応状況を取締役会に報告する。
- (4)取締役会及び監査役は、リスク管理の運用状況について監視し、必要に応じて指示を行う。

#### 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)経営の意思決定の迅速化と責任権限の明確化を念頭にいた組織機構を形成する。
- (2)経営の意思決定及び業務執行に係るプロセスについて組織関連規程(組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等)を整備するとともに、これに基づく社内業務フローを定め運用する。また、これらについては牽制面、効率面の観点から随時必要な見直しを行う。
- (3)取締役及び部門長により構成する定期的な会議を開催し、業務執行に関する全社的または個別的課題について、実務的な観点から協議する。

#### 6. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)第2項第1号に定める企業行動基準の周知・徹底を図る。
- (2)内部統制推進委員会が策定するコンプライアンスに関する活動計画のもと、使用人へのコンプライアンス教育を実施する。
- (3)監査室は、各部門の日常的なコンプライアンス面での活動状況について、計画的な内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役に報告する。
- (4)コンプライアンスに係る社内報告制度を導入し、使用人が直接コンプライアンス担当の取締役に通報できる体制を形成する。コンプライアンス担当の取締役は、重要な通報については、その内容を取締役社長に報告するとともに、会社として適切な措置を講じなければならない。

#### 7. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1)適正な財務報告を行うことが経営上重要な事項であることを認識させるため、財務報告に係る内部統制構築のための基本方針を定め周知・徹底を図る。
- (2)前号の基本方針に基づき、取引の発生から会計システムを通じて財務諸表が作成される過程において、虚偽や誤りが生じる要因を洗い出し、これらが生じない内部統制システムを整備する。
- (3)前号の内部統制システムの有効性を整備面及び運用面からそれぞれ評価し、不備が発見された場合は速やかにこれを是正するとともに、期末日の状況について適正な開示を行う。

#### 8. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、当社グループ各社と連携し、グループ全体としての職務の適法性、企業の倫理性および財務報告の信頼性を確保するため、関係会社に関する管理規程等に基づく適正な経営管理を行う。
- (2)当社グループ各社の事業運営、事務管理等に関する事項については、関係会社に関する管理規程等に基づき、適切な管理、指導または支援を行う。
- (3)監査室は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告する。また、指摘事項については是正・改善状況を観察し、必要に応じて指導・助言を行う。

#### 9. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役社長は監査役と協議のうえ、総務部に所属する者の中から監査役を補助すべき使用人を指名するものとする。

#### 10. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)前項の使用人への指揮権は、補助すべき業務を遂行する間において監査役に移譲されたものとし、当該業務遂行中は取締役社長または当該使用人の上位職位者の指揮命令を受けないものとする。
- (2)前項の使用人の懲戒処分のうち、監査役を補助業務を理由とする事項については、各監査役の事前の承認を得るものとする。

#### 11. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)監査役は、内部統制推進委員会、第5項第3号に定める会議等の重要な会議に出席することができる。
- (2)監査役は、取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針を確かめるとともに、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスクのほか、経営上の重要課題等について報告を求め、意見交換を行うものとする。
- (3)取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに当該事項の報告を行う。

#### 12. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役社長等に対して、次の監査役監査の環境整備を含む諸事項について要請を行い、必要に応じて確認をとるものとする。

- (1)監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び理解
- (2)監査役を補助する体制の整備に関する事項
- (3)取締役及び使用人が監査役に対して報告すべき事項
- (4)内部監査部門等との関係に関する事項
- (5)内部統制システムの整備に関する事項
- (6)その他、監査役の円滑な監査活動の保障に関する事項

整備状況(今後の計画を含む)

#### 1. 内部統制システム推進体制の整備状況

内部統制推進委員会を設置するとともに、「内部統制関連会議体設置規程」を制定し、同委員会の所管事項ならびに下部委員会（コンプライアンス・リスク管理委員会、財務報告適正化委員会、情報処理運営委員会、個人情報保護委員会）の設置とそれぞれの所管事項を定め、運用を開始しました。

#### 2. 法令遵守体制の整備状況

(1)「IKIグループ企業理念及び行動基準」を制定し、当社グループを対象とする企業行動基準として、当社並びに子会社の取締役及び使用人が法令、定款、社内規程ならびに企業倫理を遵守した行動をとるための行動規範を定めました。

(2)当社グループの従業員等から直接コンプライアンス担当の取締役等が内部通報を受け付ける「コンプライアンス・ホットライン制度」を導入しました。

#### 3. 損失危険管理体制の整備状況

リスク管理に関する基本方針を制定し、リスク管理体制の構築を行いました。また、この方針に基づき、リスクの洗い出し、リスクの評価、対応すべきリスクの抽出と対応策の設定等を行いました。

#### 4. 情報の保存及び管理体制の整備状況

情報処理規程を制定し、情報処理および情報資産維持業務において扱う情報の機密性、完全性および可用性を維持するための基本的な方針を定めております。

個人情報の保護に関しては、プライバシーマークの更新申請を行い受理されました。このための対応作業として、個人情報保護規程の全面的な見直し、消費者相談窓口の見直し、インハウス情報の保護強化等を行いました。

#### 5. 業務の効率性確保のための体制の整備状況

経営の意思決定の迅速化と責任権限の明確化を念頭においた組織機構を形成し、業務執行に係るプロセスについて組織関連規程（組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等）を整備いたしました。これに基づく社内業務フローの見直しを行い運用をしております。

#### 6. 企業集団内部統制の整備状況

内部統制推進委員会の委員に子会社社長を任命するとともに、当社グループを対象とする企業理念及び行動基準の周知徹底を図り、コンプライアンス・ホットライン制度を運用しております。また、子会社から定期的に事業及び経理に関する報告を求め、子会社の経営内容の把握、不正・誤謬の発生防止に努めております。

#### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- (1)取締役社長自らが毅然とした態度で臨むとともに従業員への周知に努め、介入する隙を与えない。
- (2)適切な業務処理に徹し取引先との意思疎通を十分に図りトラブルの未然防止に努め、介入の機会を与えない。
- (3)外部の専門機関と常に連携協力し、有事の際には行政上、民事上および刑事上のあらゆる法的対応を行う。

#### 反社会的排除に向けた整備状況

##### (1)対策本部の設置状況

対策本部は社長が決定することにより設置され、総務部を対策本部事務局として不当要求等の事実ごとに関係部門と協議し、対応することにしております。

##### (2)外部の専門機関との連携状況

適宜顧問弁護士および警察当局等の外部専門機関と連携しております。また、地区内の特殊暴力防止対策協議会に加盟し、同会の指導を受けるとともに、情報の共有化を図っております。

##### (3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、総務部において反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、取引先が反社会的勢力に該当するか否かを確認しております。

##### (4)対応マニュアルの整備状況

当社全体で組織的に対応するため「反社会的勢力の介入防止規程」を制定しております。また、有事の際は「危機管理運用マニュアル」に基づき対応することにしております。

##### (5)教育活動の実施状況

反社会的勢力に関する対応等を内容に含めたコンプライアンスカードを配布し、常時携帯させ啓蒙活動・意識向上に努めております。

**V** その他1. 買収防衛に関する事項  
\_\_\_\_\_2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項  
\_\_\_\_\_

模式図)

